

農振農用地区域・地域計画区域・農地区分を照会する際の注意点

※お問い合わせをする場合は、必ずご一読ください。

昨今、太陽光事業者からの農地に関するお問い合わせが頻繁に寄せられています。

「農地(農振農用地区域・地域計画区域・農地区分)に関するお問い合わせ票」フォームを使用しないでのお問い合わせや、下調べをせずに(例:農地でない、または必要な部分に記入をしていない等)、むやみやたらに問い合わせをされるケースも少なくありません。

回答にはついては、一筆ずつ調査・確認し、必要に応じて現地確認をすることもあるため、時間を要します。

つきましては、下記の事項にあてはまるお問い合わせの場合は、ご回答を差し控えさせていただきますので、ご了承ください。

※電話回答は控えさせていただきますので、ご承知おきください。

1. 「農地(農振農用地区域・地域計画区域・農地区分)に関するお問い合わせ票」フォームを使用しないでのお問い合わせ
2. 同一事業者(担当者違い)からの同じ土地に関するお問い合わせ
※社内で情報共有をお願いします。
3. 「所在、地番」・「登記地目」・「現在の状況」・「都市計画区域」が記入されていない場合
※事前にお調べいただき、必ずご記入ください。
4. 提出したお問い合わせ票の回答前に、別件(違う土地)のお問い合わせ票を提出した場合
※一度に10筆までのお問い合わせで、11筆以上のお問い合わせの場合は、回答後に再度お問い合わせください。同一事業者(担当者違い)からのお問い合わせも回答後に再度お問い合わせ願います。

お問い合わせ票提出先

阿見町産業建設部農業振興課 宛て

FAX:029-887-9560

メールアドレス:nogyoshinkoka-ofc@town.ami.lg.jp

※農地区分については、農振農用地及び地域計画の回答記入後、農業振興課から農業委員会に依頼しますので、農業委員会へは提出不要です。

農地(農振農用地区域・地域計画区域・農地区分)に関するお問い合わせ票

①お問い合わせ者

問い合わせ日	令和 年 月 日
氏名 ※法人の場合、会社名及び担当者名	
電話番号	
ファックス番号	

②農振農用地区域内における農地区分の回答について ※どちらかにチェック願います。

- ☐ 農振農用地区域内であれば農地区分の回答は希望しません。⇒ 回答期間が短縮されます。
- ☐ 農振農用地区域内であっても、仮に農用地除外ができた場合の農地区分の回答を希望します。
- ※チェックがない場合、農振農用地区域内の農地区分は回答しませんので、ご了承ください。

③転用事業について

転用事業者	土地の所有者 ・ 現在の土地の所有者以外の者
転用用途	自己用住宅 ・ 駐車場 ・ 資材置場 ・ 太陽光発電施設 ・ その他()

④対象地 (一年以内に分合筆等をした土地は、登記簿表題部、地積測量図を送信願います。)

No.	所在、地番	地積(㎡)	登記 地目 ※1	現在の 状況 ※2	都市計画 区域 ※3	上・下水道管、ガ ス管の沿道区域 でかつ容易に便 益を享受できる 場合は選択※4	農業振興課記入欄 回答者()		農業委員会 記入欄 (区分の記入等) 回答者_____
							農振 農用地 区域	地域 計画	
1			畑 田 他	畑 田 山林 他	市街化区域 調整区域	上水道 下水道 都市ガス	区域内 区域外	計画内 計画外	
2			畑 田 他	畑 田 山林 他	市街化区域 調整区域	上水道 下水道 都市ガス	区域内 区域外	計画内 計画外	
3			畑 田 他	畑 田 山林 他	市街化区域 調整区域	上水道 下水道 都市ガス	区域内 区域外	計画内 計画外	

※1、2、3 及び 4 については、該当するものに○をつけてください。

- 注1 農地区分の回答は、転用許可の可否を判断するものではありません。
- 注2 回答には、現地確認等も要することから、相当期間がかかりますのでご了承ください。
- 注3 一度に照会できる筆数は10筆までとします。11筆以上お問い合わせがある場合は、お手数ですが、回答後に再度お問い合わせください〔同一事業者(担当者違い)も含みます〕。
- 注4 農地区分については、周囲状況等により、見直しを行う場合もありますので、予めご了承ください。
- 注5 本様式を無断で加工、編集しないでください。

別紙

No.	所在、地番	地積 (㎡)	登記 地目 ※1	現在の 状況 ※2	都市計画 区域 ※3	上・下水道管、ガ ス管の沿道区域 でかつ容易に便 益を享受できる場 合は選択※4	農業振興課記入欄		農業委員会 記入欄 (区分の記入等) 回答者_____
							農振 農用地 区域	地域 計画	
4			畑 田 他	畑 田 山林 他	市街化区域 調整区域	上水道 下水道 都市ガス	区域内 区域外	計画内 計画外	
5			畑 田 他	畑 田 山林 他	市街化区域 調整区域	上水道 下水道 都市ガス	区域内 区域外	計画内 計画外	
6			畑 田 他	畑 田 山林 他	市街化区域 調整区域	上水道 下水道 都市ガス	区域内 区域外	計画内 計画外	
7			畑 田 他	畑 田 山林 他	市街化区域 調整区域	上水道 下水道 都市ガス	区域内 区域外	計画内 計画外	
8			畑 田 他	畑 田 山林 他	市街化区域 調整区域	上水道 下水道 都市ガス	区域内 区域外	計画内 計画外	
9			畑 田 他	畑 田 山林 他	市街化区域 調整区域	上水道 下水道 都市ガス	区域内 区域外	計画内 計画外	
10			畑 田 他	畑 田 山林 他	市街化区域 調整区域	上水道 下水道 都市ガス	区域内 区域外	計画内 計画外	

※1、2、3 及び 4 については、該当するものに○をつけてください。

参考

農地区分	営農条件、市街地化の状況	農地転用許可の方針
農用地区域内 農地	町(農業振興課)が定める農業振興地域整備計画における農用地	原則不許可 ※農業振興地域整備計画に指定された農業用施設等の場合は例外許可
甲種農地	市街化調整区域内の土地改良事業等の対象となった農地(8 年以内)等の特に良好な営農条件を備えている農地	原則不許可 ※農業用施設等の場合は例外許可
第1種農地	10ha 以上の規模の一団の農地または、土地改良事業等の対象となった農地等の良好な営農条件を備えている農地	原則不許可 ※農業用施設、地域に居住する者の日常生活および業務上必要な施設、病院、診療所は例外許可
第2種農地	鉄道の駅が 500m 以内に存在する農地または、10ha 未満の生産性の低い小集団の農地	原則不許可 ※農地以外の土地や第3種農地に立地困難な場合は例外許可
第3種農地	上下水道管、ガス管が 2 種以上使益を享受できる沿道であって、鉄道の駅が 300m 以内または、500m 以内に公共施設が 2 以上存在する農地	許可
市街化区域内 農地	市街化区域内の農地 (生産緑地は除く)	要届出
非農地	農地法第2条第1項に規定される「農地」または、「採草放牧地」ではない土地	農地法に抵触しない土地

農地転用の申請書や添付書類等については、阿見町ホームページ内農業委員会事務局のページより農地の転用許可申請をご確認ください。

URL: http://www.town.ami.lg.jp/soshiki/24-1-0-0-0_4.html